

制限付一般競争入札参加申込書作成要領

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「共通告示」という。）に基づく制限付一般競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領（様式第1号）

（1）基本事項

共通告示1の（1）及び（3）についての該当の有無及び鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第5条に基づく配置技術者の状況について該当するものすべてを記載すること。

（2）建設コンサルタント等登録状況

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項、又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を入札参加者の条件とする場合に、登録を受けている部門の登録番号等を記載すること。

（3）常勤全技術者数

県内に本店を有する者（準県内業者（県外に本店を有する者で、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5左欄測量等業務の右欄に定める条件を具備する者をいう。以下同じ。）を含む。）は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告（以下「技術者状況調査報告」という。）により県に登録されている全技術者数（入札書提出期間の前日までに登録されている測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事する者に限る）を記載すること。

（4）資格技術者数

ア 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすとともに、調達公告で定める条件を満たしていなければならない。

資格技術者	条 件
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく資格を有し、かつ同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。
シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、同資格制度施行規程第8条の規定に基づく登録を受けていること。
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、同試験規程第12条の規定に基づく登録を受けていること。
コンクリート診断士	公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格し、その登録を受けていること。
補償業務管理者	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条第1項に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者であること。
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第12条の規定に基づく規定する資格を有し、かつ同規程第14条の規定に基づく登録を受けていること。

一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の19の規定に基づく登録を受けていること。

イ 県内又は県外の事務所等の常勤技術者のうち、調達公告で定める技術者の資格を有する者（以下「資格技術者」という。）の保有者数（実人数）を記載すること。

(5) 会社要件

ア 業務受注実績

(ア) 調達公告で定める同種業務を受注した実績（共同企業体の構成員として受注した実績については、出資割合が調達公告で定める割合以上の構成員としてのものに限る。以下「同種受注業務実績」という。）を有していることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。

(イ) 同種業務受注実績の中から代表的なものを記載すること。

(ウ) 同種業務受注実績は2件を限度とし、県内において受注したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。

(エ) 同種業務受注実績を有することを証するものとして、委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等を添付すること。なお、共同企業体の構成員として受注した業務の場合は、当該企業体の協定書の写しも添付すること。

イ 業務履行実績

(ア) 調達公告で定める同種業務を県内又は県外の事務所等の常勤技術者が管理技術者、主任技術者、主任担当者又は担当技術者として履行した実績（以下「同種業務履行実績」という。）を有していることを入札参加者の条件とする場合に記載すること。

(イ) 同種業務履行実績がある者の同種業務履行実績の中から代表的なものを記載すること。

(ウ) 同種業務履行実績は2件を限度とし、鳥取県内において受注したものを優先しつつ、発注者が県であるもの、国又はこれに準ずる公共的団体であるもの、市町村であるもの及びそれら以外のものの順に記載すること。

(エ) 同種業務履行実績を有することを証するものとして、委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務サービス（TECRIS）への登録の写し及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者を除く。

(6) 配置予定技術者

ア 共通告示1の(5)の配置技術者について記載すること。

イ 配置技術者の区分ごとに記載すること。

ウ 配置予定技術者は2名まで記載することができる。

エ 継続雇用期間の欄には、配置予定技術者が採用された日から開札日までの雇用期間を記載すること。

オ 配置技術者が調達公告で定める特定資格（以下「特定資格」という。）を有していることを入札参加者の条件とする場合に、特定資格の資格者証について記載すること。

カ オに記載した特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）

し)を添付すること。ただし、技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者を除く。

キ 配置技術者に同種業務履行実績があることを入札参加者の条件とする場合は、同種業務履行実績に係る項目について記載すること。

ク キに記載した同種業務履行実績を有していることを証するもの(測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録の写し等)を添付すること。

ケ キに記載した業務に従事したときの役職を記載すること。

(7) 県内営業所等の県税の納付状況

調達公告で県外に本店を有する者(準県内業者を除く。以下「県外業者」という。)に対し県内営業所等を有することを条件とする場合に、主たる県内営業所等の法人県民税、法人事業税の納付状況について記載すること。

(8) その他

ア 契約権限を有する営業所等が入札参加申込みを行なう場合は、営業所の代表者名等を記載すること。

イ 共同企業体対象業務においては、様式第1号は構成員ごとに別様で作成し、代表構成員が一括して提出すること。

ウ 電子契約を希望する場合は、該当欄を選択し、契約用メールアドレスを記載すること。

2 添付書類

添付書類は、応募条件に応じ、以下のとおりとすること。

(1) 建設コンサルタント等登録状況

県外業者においては、建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書(様式第16号ホ号)、地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書(様式第16号ホ号)、又は補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書(様式第14号ハ号)の写しを添付すること。

(2) 資格技術者数

県外業者においては、技術士の有資格者数を証明する書類として、次のいずれかの書類を添付すること。

ア 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書(様式16号ニ号)(資格保有者内訳が記載されたものに限る)の写し。

イ 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書(様式16号ヘ号)の写し及び工事・業務実績情報データベース(テクリス)の企業情報画面(建設コンサルタント登録部門等(技術士・RCCM)及び技術士登録部門を表示したもの)を印刷したもの。

(3) 会社要件

ア 実績業務内容証明書欄に記載した書類の写しを添付すること。

イ 業務履行実績に記載された技術者について、実績業務内容証明書欄に記載した書類の写し及び健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

(4) 配置予定技術者

ア 県外業者においては、常勤であることを証するものとして、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

イ 実績業務内容証明書欄に記載した書類の写しを添付すること。

(5) 当該案件が共同企業体対象業務である場合は、以下の書類を添付すること。

当該共同企業体の協定書の写し

3 事後提出書類

以下の書類については、開札後入札執行者に求められたときに次の期日までに提出するものとする。

事後提出書類	提出期限
当該案件が共同企業体対象業務である場合、当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状（入札参加申込日以前の日付のものに限る）	開札日の翌日（休日を除く）の正午
成果品重点確認実施要綱第2条第1項第4号に規定する成果品重点確認落札者となった場合、重点配置技術者調書（様式第2号）	
県外業者が、県内営業所等を有することを条件とする業務の落札者となった場合、主たる県内営業所の県税に係る納税証明書（未納税額がないことの証明であって、開札日の1か月前の日以降に発行されたものに限る。）の写し	契約日の前日